

岩手・玉山斎場「浄霊苑」 ご利用案内（ご利用規約）

このご利用案内（ご利用規約）は、岩手・玉山環境組合管理者（以下「管理者」といいます。）が管理・運営する「岩手・玉山斎場「浄霊苑」」（以下「当斎場」といいます。）の利用について定めるものです。

ご利用に際しては、本内容をご理解いただき、これを遵守して下さい。

1 利用日及び利用時間について

(1) 利用日

1月1日、1月2日 及び 友引を除き、ご利用いただけます。

(2) 利用時間

- ① 火葬業務の時間は、原則午前8時から午後4時45分までです。
- ② 火葬執行開始時刻は、原則午前9時、午前10時、午後1時、午後2時です。

2 当斎場のご利用方法と確認事項等について

(1) 当斎場は、どなたでもご利用いただけますが、岩手町と盛岡市玉山地区民の方とそれ以外の方では使用料が異なります。

(2) 施設使用許可申請について

当斎場を利用しようとする方は、岩手町又は盛岡市玉山総合事務所の窓口で施設使用許可の申請を行い、使用許可書の交付を受けて下さい。

(3) 火葬許可証等の確認について

使用者等は、利用当日次の書類（以下「火葬許可証等」といいます。）を、当斎場事務室に提出して下さい。

- ① 火葬で、死亡届・死産届提出先が盛岡市玉山地域の場合
 - ・ 死体火葬許可証（盛岡市発行）
 - ・ 火葬場使用許可書（盛岡市玉山総合事務所発行）
- ② 火葬で、死亡届・死産届提出先が岩手町の場合
 - ・ 死体火葬許可証（岩手町発行）
 - ・ 火葬場使用許可書（岩手町発行）
- ② 火葬で、死亡届・死産届提出先が他市町村の場合
 - ・ 死体火葬許可証（他市町村発行）
 - ・ 火葬場使用許可書（岩手町発行）
- ③ 改葬の場合
 - ・ 改葬許可証（盛岡市・岩手町発行）

- ・ 火葬場使用許可書（盛岡市・岩手町発行）

④ その他の場合 管理者が指定する書類

(4) 24 時間以内の火葬の禁止について

死亡又は死産（妊娠 7 箇月（24 週）以降の場合）の後、24 時間を経過した後でなければ、火葬を行うことはできませんので、ご注意願います。

(5) 事前のお申し出事項について

次の場合は、事前に、必ず当斎場事務室へお申し出下さい。

- ① ご遺体が、感染症でお亡くなりになった方である場合
- ② ご遺体が、ペースメーカーなどの医療装置が装着されている方である場合

(6) 待合室のご利用について

待合室は、一ご遺族様につき、1 棟 20 畳とイス席（収容人員は 40 名）のご利用を原則としますが、ご事情のある場合は、火葬予約の際に、当斎場事務室にご相談下さい。

(7) 分骨証明書について

分骨（遺骨分け）をご希望される場合は、証明書を発行しますので、事前に、当斎場事務室へお申し出下さい。分骨して複数の墓地等に納骨する場合には、この証明書が必要となります。

3 当斎場の利用予約確認について

当斎場の利用予約は、実施しておりません。予約確認は、岩手町町民課又は当直に電話等により確認することができます。

4 火葬の流れについて

当施設の火葬は、斎場到着（着棺）、告別、火葬、収骨、退場の順に行います。全体の所要時間は、約 2 時間 15 分です。

(1) 斎場到着（着棺）

- ① 使用者等は、斎場到着後、速やかに当斎場の事務室に、火葬許可証等を提出して下さい。
- ② 告別の準備の状況により、待合室又は炉前ホールにご案内します。

(2) 告別（所要時間 約 15 分）

- ① ご遺族様には、炉前ホールにおいて、一般会葬者と一緒に、最後のお別れをしていただきます。
- ② お別れが終わりましたなら、一般会葬者をお見送りしていただきます。
- ③ お見送りの後、棺と共に、炉前ホールに移動していただき、入炉に立会っていただきます。
- ④ 入炉後、火葬炉を確認していただいた後、待合室に移動していただきます。

(3) 火葬（所要時間 約 90 分）

この間、待合室で、お待ちいただきます。

(4) 収骨（所要時間 約 30 分）

- ① 焼骨の確認後、ご遺族様を炉前ホールにご案内し、収骨していただきます。
- ② 収骨終了後、火葬許可証（火葬日時を記入し、管理者印を押印したもの。）をお渡しします。この火葬許可証は、墓地等への納骨時に必要となる書類ですので、大切に保管し、墓地管理者等へお渡し下さい。

(5) 退場

5 当斎場利用上の注意事項

(1) 火葬の予約時間は厳守して下さい。

運営に支障が出るおそれのある場合は、予約時間を変更していただくことや、ご遺族様の到着に関わらず、棺を納めていただく場合があります。

(2) 棺の大きさについて

当斎場を利用できる棺の大きさは、高さ 60cm 以内、幅 70cm 以内、長さ 230cm 以内のものです。

(3) 副葬品等について

次に掲げるもののほか、ご遺骨の損傷、火葬炉の故障や損傷、異常燃焼や不完全燃焼の原因となるものは、棺の中に入れて下さい。

- ① ビニール製品、プラスチック製品、化学繊維製品、発砲スチロール製品、カーボン製品（バッグ、靴、玩具、衣類、寝具、敷物、釣竿、ゴルフ用品、ラケットなど）
- ② ガラス・金属製品、陶器類（ビン・缶類、眼鏡、腕時計、カメラ、硬貨、貴金属、食器など）
- ③ その他異常燃焼、不完全燃焼などの原因となるもの（スプレー缶、ライター、電池、野菜・果物類、書籍、アルバムなど）

- (4) ドライアイスは出棺前に必ず棺の中から取り出して下さい。
- (5) 告別に使用する写真立て、花立て、抹香及び香炭は、当斎場で用意するものをご使用していただきますので、遺影及び花については、ご持参願います。
- (6) 待合室の利用について
- ① 給湯室にポット、湯飲み、茶道具を用意しておりますので、自由にご利用いただけますが、待合室1棟につき、1組のご利用として下さい。
また、ご利用後は、洗浄の上、返却願います。
 - ② お持込みになられた飲食物、ゴミ等は、必ずお持ち帰り下さい。
 - ③ 使用後は、テーブルの清拭、室内の後片付けなどを行った上で、お忘れ物がないよう退室して下さい。
- (7) その他の施設利用について
- ① 多機能トイレを待合棟間に1箇所設置しております。
 - ② 車いすは、待合棟間にご用意してあります。
- (8) 当斎場内において、次に掲げる行為を禁止します。
- ① 物品の販売、宣伝、保険の勧誘、寄附金の募集その他これらに類する行為をすること。
 - ② 印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
 - ③ 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐停車すること。
 - ④ みだりに凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
 - ⑤ 大声や騒音その他施設利用者の迷惑になるような行為をすること。
 - ⑥ 当斎場を汚損し、又は損傷すること。
 - ⑦ 正当な理由がなく立入りを禁止した場所に立ち入ること。
 - ⑧ 喫煙室以外の場所で喫煙すること。又は火気を使用すること。
 - ⑨ 業務の妨害となる行為をすること。
 - ⑩ 待合室以外の場所で飲食すること。
 - ⑪ 花輪、看板、幕等を設置すること
 - ⑫ その他管理者が不相当であると認める行為をすること。
- (9) この利用規約に反する行為を行うなど、管理者が、管理・運営上必要があると認めるときは、当斎場に立ち入り、又は立ち入ろうとする者に対して、質問し、又はその所持品の提示を求める場合があるほか、当斎場への立入りを拒み、又は行為の中止、当斎場からの退去その他必要な措置を命ずることがあります。
- (10) 当施設職員への心づけは固くお断りします。

- (11) ペットの当施設内への同伴はご遠慮願います。
 (12) 盲導犬、介助犬、聴導犬を同伴する際は、当斎場事務室にお知らせ願います。
 (13) 駐車場について

① 駐車場棟は平面駐車場（収容台数 86 台）です。

待合棟北側（インターロッキング）は、施設関係車両（遺族、寺院等車両、葬祭事業者車両、障がいのある方の車両、バイク、施設来客車両等）が駐車しますので、一般来場車両はアスファルト区画を主に利用して下さい。

② 遺族送迎バス（2 台）及び自転車は、専用駐車場（インターロッキング）を利用して下さい。

③ 構内の車両走行は徐行して下さい。

④ アイドリングストップにご協力下さい。

⑤ 場内での事故・盗難等につきましては、当斎場では責任を負いかねますので、十分注意をして下さい。

⑥ 駐車場の利用時間は火葬場の休場日を除く、毎日午前 8 時から午後 5 時です。

6 当斎場の使用料について

岩手・玉山環境組合火葬場条例第 5 条別表による。

区 分	岩手町、盛岡市 玉山地域の者	岩手町、盛岡市 玉山地域以外の者
15歳以上 1体	無 料	30,000円
15歳未満 1体	〃	20,000円
死産、胎盤、身体の一部及びその他これに類するもの 1件	〃	10,000円
改葬 1件	〃	30,000円

○ 2020（令和 2）年 4 月 1 日から火葬場使用料を改定します。

区分	使用料	
	管内者	管外者
15 歳以上（1 体につき）	無料	50,000 円
15 歳未満（1 体につき）	無料	30,000 円
改葬（1 火葬炉につき）	無料	30,000 円
死産、胎盤、身体の一部その他これらに類するもの（1 体につき）	無料	15,000 円

備考

- 1 「管内者」とは、死体（埋葬された死体を除く。）又は死胎の火葬にあつては死亡時に死亡者又は胎児の父若しくは母が、埋葬された死体の火葬にあつては使用の許可の時に

使用者が、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により岩手町及び盛岡市玉山地域の住民基本台帳に記録されている場合をいい、「管外者」とは、それ以外の場合をいう。

2 「埋葬」とは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する埋葬をいう。

7 当斎場の施設使用許可申請及び使用料納付に関する窓口

【平日】

対象者	窓口	所在地	電話	受付時間
盛岡市玉山地域	盛岡市役所 玉山総合事務所 税務住民課	盛岡市渋民字泉 田 360 番地	(代表) 019-651-4111	平日 8:30~17:15
岩手町	岩手町役場 町民課	岩手町大字五日 市第 10 地割 44 番地	(代表) 0195-62-2111	平日 8:30~17:15
管外利用者	岩手町役場 町民課	岩手町大字五日 市第 10 地割 44 番地	(代表) 0195-62-2111	平日 8:30~17:15

【夜間、休日、祝日】

対象者	窓口	所在地	電話	受付時間
盛岡市玉山地域	盛岡市役所 玉山総合事務所 当直室	盛岡市渋民字泉 田 360 番地	(代表) 019-651-4111	夜間 17:15~8:30 休日、祝日 24 時間
岩手町	岩手町役場 当直室	岩手町大字五日 市第 10 地割 44 番地	(代表) 0195-62-2111	夜間 17:15~8:30 休日、祝日 24 時間
管外利用者	岩手町役場 当直室	岩手町大字五日 市第 10 地割 44 番地	(代表) 0195-62-2111	夜間 17:15~8:30 休日、祝日 24 時間

8 当斎場への交通案内

地図

- タクシーをご利用される場合 いわて沼宮内駅より約 10 分です。
- 車をご利用される場合

東北自動車道、西根 IC から約 25 分、滝沢 IC から約 30 分です。

○ バスをご利用される場合

いわて沼宮内駅から沼宮内小学校前バス停下車 徒歩約 15 分

9 お問い合わせ先

〒028-4307 岩手県岩手郡岩手町大字五日市第 7 地割 92 番地 353

「岩手・玉山斎場「浄霊苑」」

TEL 0195-62-2720

〒028-4122 岩手県盛岡市寺林字平森 54 番地 54

岩手・玉山環境組合 事務局

TEL 019-682-0552

FAX 019-682-0531

E-mail iwatamakan@iaa.itkeeper.ne.jp